

熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和28年熊本県条例第11号の2）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「審査又は」を「審査若しくは」に、「協議又は」を「協議若しくは」に改め、「議員の居住する地域の区分に応じ」及びただし書を削り、同条第2項中「同日」を「同日に」に、「委員会」を「委員会又は協議等の場」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

区 分		費用弁償の額
定 額		一日につき 5,000円
加算額	交通費	最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により旅行をした場合における次に掲げる旅行の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 1 鉄道旅行 その乗車に要する運賃(急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。) 2 水路旅行 上級の運賃(運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃(特別船室料金及び座席指定料金を含む。))とし、公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、当該運賃等に現に支払った寝台料金を加算した額 3 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)車賃(路程1キロメートルにつき37円)。ただし、高速自動車国道等の有料道路を利用する区間については、当該有料道路を利用する区間に係る料金に相当額する額を加算した額
	宿泊料	居住地が熊本市の区域内にない議員が熊本市の区域内に宿泊した場合 一日につき 13,300円

別表第3を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(提案理由)

熊本県議会議員の議会等出席の場合の費用の弁償について所要の改定を行うため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。